

議案第1号

生瀬地区における地域内フィーダー系統確保維持計画等について

○添付資料

- 資料1 「生瀬地区における地域内フィーダー系統確保維持計画等について」
- 資料2 「生瀬地区コミュニティ交通 事業の概要」
- 資料3 「地域内フィーダー系統確保維持計画(案)」
- 参考資料 「交通不便地域指定申請書」

生瀬地区における地域内フィーダー系統確保維持計画等について

1. 概要

西宮市の生瀬地区を運行するコミュニティ交通である「ぐるっと生瀬」においては、運行経費から運賃その他の収入を差し引いた運行損失等に対し、国及び市から補助を受けております。

このうち、国の補助を受けるためには、毎年、コミュニティ交通の必要性や目標、事業内容等を示した「地域内フィーダー系統確保維持計画」を西宮市都市交通会議にて作成し、国に提出する必要があります。

今回ご審議いただくのは、本格運行開始から7年目となる、令和4年度事業（令和3年10月1日から令和4年9月30日）における計画です。

2. 令和3年度事業からの変更点

①令和4年度～令和6年度事業における一日あたり輸送人員の目標値を100人に設定

…新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員への影響が継続すると見込まれる一方、ワクチン普及の効果などにより、ある程度輸送人員が回復すると想定されることから、「ぐるっと生瀬」が持続可能なものとなるような目標値を設定するものです。

②令和4年以降も5月3日～5月5日を運行日とする

…令和3年5月3日～5月5日に限り、「ぐるっと生瀬」を運行した結果、延べ102名の利用がありました。その後、来年以降の大型連休中の運行について、運営主体である「ぐるっと生瀬」運行協議会にて協議した結果、大型連休中に買い物などのお出かけをするために引き続き運行を望む利用者の声があり、当該期間中の生活移動手段の確保を図る必要があることなどから、5月3日～5月5日までの期間、運行すると決定したことによるものです。その他、令和3年度事業の計画から変更している部分については、網掛けを行っておりますので、ご確認ください。

3. 書面審議の内容

以下の3点について、書面により審議をお願いいたします。

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画を承認し、事務局にて国への提出手続きを進めること。
- (2) 本計画書に記載している別表等の関係書類については、運行の日数やキロ程などの計算資料となるため、事務局と運行事業者である阪急タクシー株式会社にて作成し、本計画書と併せて国に提出すること。
- (3) 運行計画の変更（令和4年以降の5月3日～5月5日の運行）を承認し、阪急タクシー株式会社にて国への手続きを行うこと。

4. その他

「ぐるっと生瀬」の運行エリアは、国の補助を受けるための要件として、令和3年度事業まで近畿運輸局長より交通不便地域の指定を受けておりましたが、令和4年度事業からも引き続き指定を受けるため、事務局にて国に申請を行いましたので、併せてご報告いたします。

■生瀬地区コミュニティ交通 事業の概要

事業の名称	生瀬地区コミュニティ交通（「ぐるっと生瀬」）	
計画・運営主体	名称	「ぐるっと生瀬」運行協議会
	所在地	兵庫県西宮市宝生ケ丘 1 丁目 24 番 10 号
	代表者	高橋 薫
運行主体	名称	阪急タクシー株式会社
	所在地	大阪府豊中市服部南町 3 丁目 5 番 12 号
	代表者	大熊 清司
事業免許	道路運送法第 4 条	
運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業	
運行開始	平成 27 年 10 月 1 日	
路線	宝塚駅を起終点とし、生瀬高台・宝生ケ丘・青葉台・花の峯・サーパスの 5 地区を循環	
車両	【常用】14 人乗り小型バス(コムーター) 1 台 【予備】10 人乗りジャンボタクシー 1 台	
停留所	全 45 箇所	
運行系統	①生瀬高台ルート (5.9km) ②宝生ケ丘ルート (5.6km) ③青葉台ルート (7.5km) ④花の峯ルート (7.0km) ⑤サーパス・花の峯ルート (8.9km)	
運行回数	①②③は各 6 回/日、④は 4 回/日、⑤は 2 回/日 計 24 回/日 ※年始の 3 日間(1 月 1 日～1 月 3 日)を除く平日及び5月3日～5月5日の 午前 8 時台から午後 7 時台	
運賃	大人 300 円/乗車、小人 200 円/乗車 ※小学生未満は無料 ※連続する 2 ルート内に限り 1 乗車運賃で乗車可能 (乗継割引) ※回数券 3,000 円/冊 (300 円券 11 枚綴り)	

※ : 今回、変更箇所

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和3年 月 日

西宮市都市交通会議

※ : 今回、変更箇所

地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

西宮市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西宮市は、市内に23の鉄道駅を有し、JR東海道本線・福知山線、阪急神戸本線、阪神本線等が運行され、また、この鉄道網を補完する形で、バス路線が市域全体に整備され、比較的公共交通機関が充実し交通至便な都市である。

しかし、市内には最寄りの鉄道駅やバス停留所への移動が困難な地域が点在しており、その中で生瀬地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は30.8% (令和3年3月31日現在)と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。また、当該地域の最寄り鉄道駅周辺には日常的な買物ができる小規模小売店が1店舗あるのみで、多くの住民が必要とする医療、福祉を含んだ生活サービス施設を利用するためには、市外の鉄道駅まで移動する必要がある。

そこで、当該地域の住民は、最低限必要な移動手段の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図ることとし、地域住民により「ぐるっと生瀬」運行協議会を組織した。その後、持続可能なコミュニティ交通の実現に向け、合意形成を図りながら、地域住民が主体となり運行計画を策定し、平成27年10月1日より本格運行を開始した。本格運行後は、定期的に運行協議会と運行事業者等が集まり利便性の向上について検討しているほか、積極的な利用促進活動や広報の結果、毎年利用者数を増やしている。

このように、地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした乗合交通について、専門家、運行事業者及び行政等と協働のもと、引き続き地域公共交通の確保・維持を図ることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○指標：一日当たり輸送人員

	事業年度	目標値	実績値
7年目	<u>令和4年度(R3.10.1~R4.9.30)</u>	<u>100人以上</u>	—
8年目	<u>令和5年度(R4.10.1~R5.9.30)</u>	<u>100人以上</u>	—
9年目	<u>令和6年度(R5.10.1~R6.9.30)</u>	<u>100人以上</u>	—

※参考：令和2年度事業実績値…87.9人

令和3年度事業(令和3年4月末現在)実績値…87.8人

※現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送人員が感染症流行前と比べて減少している状態が続いている。今後もその影響が継続すると見込まれる一方、新型コロナウイルスに対する知見が深まること、ワクチンの普及の効果などにより、ある程度輸送人員が回復することが想定されることから、令和4年度～令和6年度の目標値を設定。引き続き地域住民主体の取り組みにより、コミュニティ交通が持続可能なものとなることを目指す。

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>コミュニティ交通の運行により、移動の負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。</p>
<p>3. 「2.」の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に運行協議会、運行事業者、専門家及び市が会議を行い、より利便性の高い運行計画の検討や利用促進活動の企画等を実施し、利用者の増加を図る。 ・利用者層の拡大を図るため、地域行事と連携して、コミュニティ交通を利用してもらう機会を創出する。そして、利用者定着のため、会報やホームページの充実、毎月駅前での広報活動、運行協議会自らが作成したゆるキャラや生瀬音頭等によるPRを継続して実施する。 ・地域と連携し、各種行事やイベントに参加し、地域の活性化に貢献するとともに、コミュニティ交通のPRを行う。また、地元学校園の行事にも参加し、子ども達のコミュニティ交通への愛着を図ると同時に、間接的に保護者へPRを行う。 ・運行協議会メンバーの新規加入や研修の実施、自治会と緊密に連携することで組織を強化するなどし、安定した運営を目指す。また、常時活動してくれる人だけでなく、単発のイベント等にも協力してもらえるようなサポーターを募集し、協力者を増やす。 ・利用者や地域住民の意見を把握するよう努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動を検討する。 ・近隣でコミュニティ交通を運行している、又は導入を検討している地域等と交流を図り、意見交換やノウハウの共有を行うことで、さらなる利用促進策の検討や地域全体の活性化を図る。 ・これらの事業を実施するにあたっては、「ぐるっと生瀬」運行協議会が主体となり、市や運行事業者、専門家と協働して取り組む。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、実施方法や規模等に十分配慮をしたうえで行うものとする。 ・コミュニティ交通運行中の感染症拡大防止対策として、車両設備の消毒や十分な換気、ビニール遮断幕の設置、運転手のマスク着用などを実施する。
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>※予定している時刻・運行予定期間 <u>(令和4年度事業)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和3年10月1日から令和4年9月30日</u> ・年始の3日間(1月1日～1月3日)を除く平日 <u>及び5月3日～5月5日</u>の午前8時台から午後7時台 <p>※運行事業者の決定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回有料試験運行にあたり、「ぐるっと生瀬」運行協議会による公募型プロポーザル方式にて運行事業者を選定 <p>※地域内フィーダー系統の補足(要綱別表7のハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅(JR生瀬駅、JR・阪急宝塚駅)及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>西宮市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>阪急タクシー株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法</p>
<p><u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし(補助対象事業者が活性化法法定協議会ではないため)</p>

8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合であって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし（地域内フィーダー系統のため）	
9. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし（地域内フィーダー系統のため）	
10. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし（地域内フィーダー系統のため）	
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	
該当なし（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第5条に定める外客来訪促進計画未策定のため）	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし（平成27年に購入した車両に対する補助は令和2年度事業で終了）	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
（1）事業の目標	
該当なし（平成27年に購入した車両に対する補助は令和2年度事業で終了）	
（2）事業の効果	
該当なし（平成27年に購入した車両に対する補助は令和2年度事業で終了）	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし（平成27年に購入した車両に対する補助は令和2年度事業で終了）	
16. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
平成26年1月21日 第1回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通検討に係る市の考え方を説明 ・第1回有料試験運行^{※1}の事業計画を報告
平成26年3月19日 第3回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回有料試験運行^{※1}の途中経過を報告
平成26年9月19日 第2回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回有料試験運行^{※1}の結果を報告 ・第2回有料試験運行^{※2}の事業計画を報告
平成27年3月27日 第5回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回有料試験運行^{※2}の途中経過を報告

平成 27 年 5 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回有料試験運行^{※2}の結果を報告 ・ 本格運行の事業計画に係る協議及び合意 ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の報告
平成 27 年 5 月 22 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格運行の事業計画について協議及び合意
平成 27 年 6 月 9 日 第 4 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 27 年 8 月 3 日 第 5 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 27 年 8 月 20 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 28 年 2 月 1 日 第 7 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格運行の途中経過を報告
平成 28 年 5 月 25 日 第 6 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 28 年 6 月 8 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の変更に係る合意
平成 28 年 12 月 20 日 第 7 回西宮市都市交通会議 地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
平成 29 年 1 月 11 日 第 8 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
平成 29 年 5 月 24 日 第 9 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 29 年 6 月 14 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の変更に係る合意
平成 29 年 7 月 18 日 第 10 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更
平成 29 年 12 月 25 日 第 11 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
平成 30 年 6 月 1 日 第 12 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 30 年 6 月 5 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の変更に係る合意
平成 30 年 12 月 25 日 第 13 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
令和元年 5 月 20 日 第 14 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 2 年 1 月 10 日 第 16 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価

令和2年6月23日 第18回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和2年7月31日 第19回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・事業計画の変更に係る合意
令和2年9月28日 宝塚市地域公共交通会議	・事業計画の変更に係る合意
令和3年1月7日 第20回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
令和3年3月29日 第22回西宮市都市交通会議	・事業計画の変更に係る合意 ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更
令和3年4月13日 宝塚市地域公共交通会議【書面】	・事業計画の変更に係る合意
令和3年●月●日 第21回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・事業計画の変更に係る合意 ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和3年●月●日 宝塚市地域公共交通会議【書面】	・事業計画の変更に係る合意

※1 平成26年3月3日～31日（平日20日間）第1回有料試験運行を実施

※2 平成26年10月1日～平成27年3月31日（平日119日間）第2回有料試験運行を実施

18. 利用者等の意見の反映状況

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する「ぐるっと生瀬」運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から「ぐるっと生瀬」運行協議会へ日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。

19. 協議会メンバーの構成員

西宮市都市交通会議委員（●：地域公共交通分科会委員）

住民又は利用者代表	● 公募委員（2名） ● 西宮コミュニティ協会 副理事長
都市交通に関する有識者	● 一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長 ● 愛媛大学社会共創学部 教授 ● 有識者（コンサルタント）
公共交通事業者又はその指名する者	西日本旅客鉄道株式会社 企画課長 阪急電鉄株式会社 交通プロジェクト推進部長 阪神電気鉄道株式会社 工務部長 ● 阪急バス株式会社 営業企画部長 ● 阪神バス株式会社 経営企画部長 ● みなと観光バス株式会社 代表取締役
公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者	● 兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会議長 ● 公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事 ● 一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会長
道路管理者又はその指名する者	● 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 計画課長 ● 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 道路第2課長 ● 西宮市土木局 道路部長
公安委員会の長又はその指名する者	● 兵庫県西宮警察署 交通第一課長 ● 兵庫県甲子園警察署 交通課長
地方運輸局長又はその指名する者	● 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官
関係行政機関の職員	国土交通省近畿運輸局交通政策部 交通企画課長 国土交通省近畿地方整備局建政部 都市整備課長 ● 兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課長 兵庫県県土整備部土木局道路街路課 街路担当参事 ● 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 所長補佐(企画調整担当)
西宮市職員	● 西宮市政策局 都市計画部長
西宮市長	西宮市長

西都交会発第10号
令和3年5月17日

国土交通省近畿運輸局長 殿

氏名又は名称 西宮市都市交通会議
住 所 西宮市六湛寺町10番3号
代表者氏名 会長 石井 登志郎

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

住所 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
所属 西宮市都市交通会議事務局
(西宮市政策局都市計画部交通政策課)
担当者名 古市・三澤
TEL 0798-35-3527 FAX 0798-34-6638
E-mail kotsukeikaku@nishi.or.jp

交通不便地域指定申請書（別表7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 県・市区町村名
兵庫県西宮市
2. 指定を受けようとする交通不便地域の概況
<p>生瀬高台・宝生ヶ丘・青葉台・花の峯地区は、JR 生瀬駅や阪急バス停留所から半径1キロメートル以内に位置しているものの、最寄りのバス停留所との高低差が最大113メートルもあり、地形的に勾配が急な交通不便地域である。</p> <p>また、同地区の高齢化率は39.8%と全国平均を大きく上回っており、自家用車を運転できない高齢者等の移手段の確保が喫緊の課題となっている。</p>
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
1,427人 高齢化率44.0% （西宮市住民基本台帳 令和3年3月31日時点）
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入しているフィーダー系統の概要
<p>青葉台・花の峯地区等から、鉄道駅（JR 生瀬駅、JR・阪急宝塚駅）及び阪急バス株式会社が運行する有馬線系統のバス停留所に接続するコミュニティバスを導入している。 （運行開始日：平成27年10月1日）</p>
5. その他特記事項
特になし。

【添付書類】

- ・地図（指定を受けようとする地域、導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）を記載してあるもの）
- ・その他参考資料